

第64回公共料金等専門調査会 説明資料

令和3年12月20日

消費者庁 参事官(公益通報・協働担当)

公共料金について

1. 公共料金とは

- 我が国は市場経済を基本としており、サービスの料金や商品の価格は、市場における自由な競争を通じて決められることが原則である。
- しかし、料金や価格の中には、国会、中央政府、地方公共団体といった公的機関が、その水準の決定や改定に直接関わっているものがあり、これらは総称して公共料金と呼ばれている。

2. 公共料金に公的機関が関与する理由

- 一般的に消費者は料金が上がれば買う量を減らし、下がれば増やそうとする。事業者は料金が下がれば生産量や販売量などを減らし、上がれば生産量や販売量などを増やそうとする。完全競争市場では、需要と供給が市場での自由な取引を通じて調整されることにより料金が決定され、その料金に従えば最も効率的な取引により、最適な資源配分がなされる。
- しかし、市場に任せることによって、いつでも最適な資源配分がなされるとは限らない。巨額の設備投資が必要なため1社の独占にならざるを得ない場合（自然独占）や全国どこでもあまねく公平なサービスを提供すべき場合（ユニバーサル・サービス）などは、政府によって何らかの規制が求められることになる。

公共料金変更に係る認可などに際しての基本的な考え方

- 公共料金の新規設定や変更に係る認可などを行うに際しては、消費者基本計画において、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ、消費者に与える影響を十分に考慮するよう求めており、①決定過程の透明性、②消費者参画の機会、③料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施することとしている。
- 消費者庁では、公共料金の新規設定や変更に係る認可などについて、消費者に与える影響を十分に考慮すべく、必要なものは事前に所管省庁と協議を行うとともに、そのうち重要なものについては、消費者委員会でご審議いただいた上で、物価問題に関する関係閣僚会議へ付議している。

(参考1) 消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定（令和3年6月15日改定））（公共料金関連部分抜粋）
第5章 1.（2）

⑧公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

消費者の利益の確保のため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に基づき、競争政策を実施し、公正自由な競争を促進する。

公共料金等の新規設定及び変更に係る決定、認可等を行うに当たっては、消費者基本法の規定の趣旨を踏まえ、消費者に与える影響を十分に考慮し、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。なお、小売市場の全面自由化を行った電力及びガスの分野についても、消費者利益を確保することが重要であり、いわゆる経過措置料金の取扱い等について、引き続き、計画的にフォローアップを行う。

(参考2) 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3～5（略）

第十六条（略）

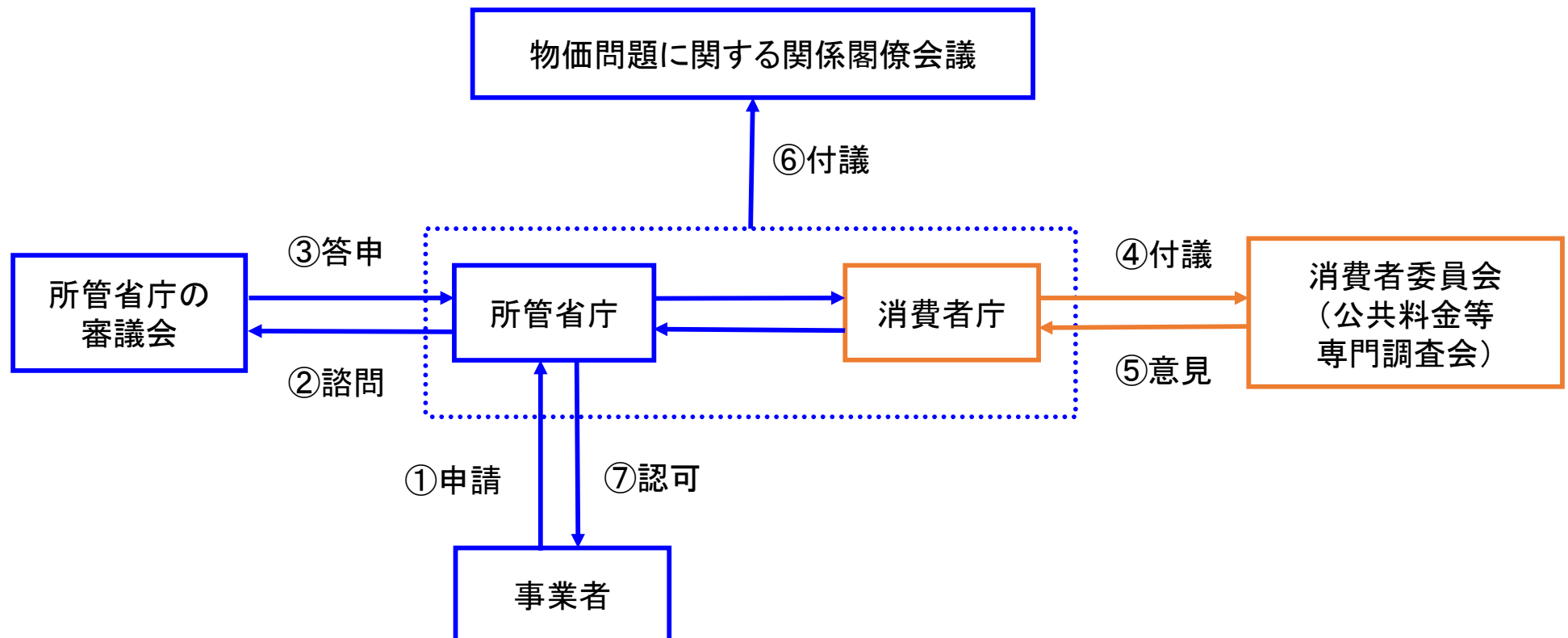
2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

重要な公共料金の改定プロセス

- 重要な公共料金（※）の改定については、物価問題に関する関係閣僚会議に付議する前に、消費者庁から消費者委員会へ付議し、公共料金等専門調査会で審議いただいた上で、消費者委員会から消費者庁へ意見をいただいている。

（※）重要な公共料金については、参考3参照。

「物価問題に関する関係閣僚会議」に付議する公共料金改定の例



(参考1)物価問題に関する関係閣僚会議について

閣僚会議の開催について

平成5年8月24日

閣議口頭了解

平成24年12月7日最終改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成5年8月13日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、以下の閣僚会議が必要と認められるので、別紙のとおり今後開催するものとする。

物価問題に関する関係閣僚会議
総合エネルギー対策推進閣僚会議
水俣病に関する関係閣僚会議
経済対策閣僚会議
総合安全保障関係閣僚会議
長寿社会対策関係閣僚会議
土地対策関係閣僚会議
対外経済協力関係閣僚会議

(別紙)

第1 物価問題に関する関係閣僚会議

1. 長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣官房長官とする。会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、消費者庁において処理する。

(参考2)物価問題に関する関係閣僚会議構成員

物価問題に関する関係閣僚会議の構成員
内閣官房長官(主宰者)
内閣府特命担当大臣(消費者)
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(金融)
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
日本銀行 総裁 ※
公正取引委員会 委員長 ※
内閣法制局 長官 ※

※必要に応じ、構成員以外の関係者(日本銀行 総裁、公正取引委員会 委員長、内閣法制局 長官など)の出席を求めることができる。

(参考3) 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金の例

<p>総務省</p>	<p>①定形郵便物の料金（25グラム以下のものに限る） ②NTT東西の固定電話や公衆電話の通話料金（プライスキャップ）</p>
<p>財務省</p>	<p>製造たばこの小売定価 （定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る）</p>
<p>経済産業省</p>	<p>①一般電気事業者のうち、北海道、東北、東京、北陸、中部、関西、中国、四国、九州電力の供給約款料金 ②一般ガス事業者のうち、東京、大阪、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金</p>
<p>国土交通省</p>	<p>①JR各社、民鉄大手15社、東京地下鉄、大阪市高速電気軌道、5大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）の公営地下鉄の旅客運賃 ②東京都特別区内に路線を有する大手民営バス事業者、大阪シティバス、5大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市）の公営事業者の旅客運賃 ③東京都特別区に係るタクシー事業者の運賃</p>

(会議後注)ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガスについては、小売自由化に伴う経過措置が令和3年10月1日に解除され、政府の規制対象ではなくなった。

(参考4)物価問題に関する関係閣僚会議の直近の開催状況

H24. 6. 27	NTT東西のプライスカップ設定
H24. 7. 20	○東京電力(株)の料金改定
H25. 3. 29	○関西電力(株)及び九州電力(株)の料金改定
H25. 8. 2	○東北電力(株)、四国電力(株)及び北海道電力(株)の料金改定
H25. 11. 29	○消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定
H26. 2. 28	消費税率の引上げに伴う公共料金等(鉄道、バス、タクシー及びたばこ)の改定
H26. 4. 15	○中部電力(株)の料金改定
H26. 10. 14	○北海道電力(株)の料金改定
H27. 5. 15	○関西電力(株)の料金改定
H27. 6. 26	NTT東西のプライスカップ設定
H28. 12. 20	タクシー(東京都特別区・武三地区)の運賃組替え
H30. 6. 26	NTT東西のプライスカップ設定
R1. 6. 28	消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定
R1. 8. 30	消費税率の引上げに伴う公共交通運賃の改定及びJR北海道の運賃改定
R3. 6. 29	NTT東西のプライスカップ設定

(注)○印は閣僚会議開催、無印は持ち回り開催を表す。